

坂城町犯罪被害者等見舞金支給要綱

令和2年9月18日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂城町犯罪被害者等支援条例（令和2年坂城町条例第 号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、犯罪被害者等に対して見舞金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 死亡被害者 犯罪行為により死亡した者（当該犯罪行為が行われた時から引き続き町内に住所を有していた者に限る。）
- (3) 傷害被害者 犯罪行為により傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時から引き続き町内に住所を有する者に限る。）で、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者
- (4) 遺族見舞金 死亡被害者の遺族に支給される見舞金
- (5) 傷害見舞金 傷害被害者に支給される見舞金
- (6) 犯罪被害者等見舞金 遺族見舞金又は傷害見舞金

(遺族見舞金の支給対象者)

第3条 遺族見舞金の支給の対象者は、死亡被害者の遺族（死亡被害者に対する犯罪行為が行われた時から引き続き町内に住所を有する者に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項に規定する遺族の順位は、同項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。この場合において、遺族見舞金は、第1順位の遺族に支給する。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、それらの者のうち、町長が適当と認める者1人を当該見舞金の受領についての代表者と定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

(傷害見舞金の支給対象者)

第4条 傷害見舞金の支給の対象者は、傷害被害者とする。

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円 (既に傷害見舞金の支給を受けた者が当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、既に支給した傷害見舞金の額を控除した額)

(2) 傷害見舞金 10万円

(支給の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、被害者（死亡被害者及び傷害被害者をいう。以下同じ。）又は第1順位の遺族（第1順位の遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がある場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

(2) 被害者又は第1順位の遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 被害者又は第1順位の遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織に属していたこと（その組織に属していたことが当該犯罪行為を受けたことに関連がないと認められる

ときを除く。）。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と親密な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(支給の申請)

第7条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金の支給を申請する場合 坂城町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 死亡被害者の消滅された住民票の写し

ウ 申請者の住民票の写し

エ 申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書

オ 申請者が死亡被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類

キ 第1順位の遺族が2人以上あるときは、坂城町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表受給者選任届（様式第2号）

ク その他町長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金の支給を申請する場合 坂城町犯罪被害者等見舞金（傷害見舞金）支給申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類

ア 申請者が受けた傷病の発生年月日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書

イ 申請者の住民票の写し

ウ その他町長が必要と認める書類

(支給の申請の期限)

第8条 犯罪被害者等見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷病が発生した日から7年を経過したときは、申請をすることができない。ただし、町長が当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(支給の決定)

第9条 町長は、第7条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、見舞金の交付を決定したときは、坂城町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第4号）により、交付しないものと決定したときは坂城町犯罪被害者等見舞金支給却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第10条 前条の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者は、坂城町犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(支給決定の取り消し等)

第11条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告及び調査)

第12条 町長は、必要に応じ犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。